

議案第 16 号

市川市下水道条例の一部改正について

市川市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市下水道条例の一部を改正する条例

市川市下水道条例(昭和 47 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

別表中「900円」を「925円」に、「1,800円」を「1,900円」に、「143円」を「147円」に、「163円」を「167円」に、「188円」を「198円」に、「227円」を「239円」に、「274円」を「289円」に、「318円」を「335円」に、「363円」を「383円」に、「410円」を「432円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和 5 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る下水道使用料について適用し、施行日前の使用に係る下水道使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して公共下水道(市川市下水道条例第 3 条第 2 号に規定する公共下水道をいう。)を使用する場合における施行日以後最初に算定する汚水(同条例第 4 条第 1 号に規定する一般汚水に

限る。)の量に基づく下水道使用料に係る同条例第16条の規定の適用については、同条第1項中「別表に定めるところにより算出した額」とあるのは「市川市下水道条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号。以下「令和4年改正条例」という。）による改正前の市川市下水道条例別表に定めるところにより算出した額を市長が別に定める月の期間（以下「算定期間」という。）で除して得た額に、算定期間の初日から令和5年3月31日までの間の日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）及び令和4年改正条例による改正後の市川市下水道条例別表に定めるところにより算出した額を算定期間で除して得た額に、令和5年4月1日から算定期間の末日までの間の日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を合算した額（第3項において「合算額」という。）」と、同条第3項中「別表の規定により算出した額」とあるのは「算出した合算額」と、「第1項に規定する別表に定めるところにより算出した額」とあるのは「これらの者における合算額」と、「同項」とあるのは「令和4年改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する第1項」と、同条第4項中「市長が定める月の期間」とあるのは「算定期間」と、同条第5項中「第1項」とあるのは「令和4年改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する第1項」と、「前各項」とあるのは「前各項（令和4年改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）」とする。

理 由

下水道事業の安定的かつ持続的な経営を図るため、下水道使用料の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。